

県立土気高等学校「生徒指導規程」より抜粋

第5節 服装規定

本規定は、本校制定の制服（本校制服指定店で制作したもの）及び頭髪・装飾品などに関して定める。

1 制服

- (1) 本校所定の制服（本校制服販売店で制作したもの）を着用すること。
- (2) ワイシャツは、本校所定（学年色校章入り）を着用すること。
- (3) ネクタイは本校所定（学年色）のものを着用すること。
- (4) 校章は左襟の所定の位置に着けること。
- (5) ソックスは、白又は黒・紺色とする。ストッキングを着用の場合は黒・ベージュ系とする。
- (6) 夏期略装は、指定半袖シャツ(学年色校章入り)又は指定長袖シャツ(学年色校章入り)を着用する。夏期略装期間中、女子は本校所定ベストを着用する。ただし、女子でズボンを着用する場合は本校所定ベストを着用しなくてもよい。ネクタイは6月1日～9月末日の期間は着用しなくてもよい。
- (7) 女子のスカート丈は膝頭中央とする。
- (8) 通学用の靴は、黒色又は茶色の通常型革靴あるいは運動靴を使用すること。

2 期間

冬服 10月1日～5月31日 夏服 6月1日～9月30日

更衣移行期間は前後1週間ずつとする。ただし、移行期間外でも気温などによっては特別に期間を変更する場合がある。

3 通学用カバン

通学用カバンを使用する場合は、華美でないものを使用すること。

4 コート

コートを着用する場合は、防寒目的で黒・紺系無地を基準とする。

5 防寒着

(1) 防寒着を着用する場合は、学校指定のセーター(マーク入り)を着用する。学校内では上着を着用しなくてもよい。

令和元年度入学生のみ適用移行措置を定める。

- ・ 防寒着を着用する場合は、学校指定のセーター(マーク入り)と同型（V首セーター）・同色（黒）を着用した場合は、学校内では上着を着用しなくてもよい。
 - ・ 学校指定のセーター(マーク入り)と同型（V首セーター）・同色（黒）を着用しない場合でセーター等（ベスト・カーディガン）を着用する場合は、必ず上着の下に着用する。セーター等の色は、黒系無地・紺とする。また、上着より丈は短いものとする。（入学時の規定）
- (2) マフラー等を使用する場合は、華美にならないようにする。

(3) 着用期間は11月1日～3月31日とする。ただし、気温などによっては特別に期間を変更する場合がある。

(4) 式典においては、防寒着の着用は禁止する。女子は本校所定ベストを着用する。ただし、女子でズボンを着用する場合は学校所定ベストを着用しなくてもよい。

6 雨具

(1) 雨傘は、安全上よいものを使用する。

(2) 自転車通学者は、安全のため雨合羽を使用すること。傘差し運転は禁止する。

7 上履き

(1) 校舎内では学校指定(学年色別)の上履きを使用し、かかとを踏まないこと。

(2) 上履きは所定の位置に名前を明記し清潔にしておくこと。

8 頭髪

[男子]

(1) 適宜手入れをし、常に清潔に保つようにすること。染色・脱色・パーマネントウェーブ等(進路決定時の試験・面接等で不利になるような髪型)は禁止する。

[女子]

(1) 適宜手入れをし、常に清潔に保つようにすること。染色・脱色・パーマネントウェーブ等(進路決定時の試験・面接等で不利になるような髪型)は禁止する。

(2) 髪止めは華美にならないものを使用すること。

9 その他

(1) 化粧等をすることや装身具等を身につけることを禁止する。

(2) ひげをのばしたり、まゆ毛を剃り落としたり、額の生え際を剃り上げたりすることを禁止する。

(3) 爪は短く切り、清潔を保つこと。マニキュア等は禁止する。

(4) 事情により規定以外の装いをする場合は、「異装許可願」(別記第7号様式)により生徒指導部に許可を得て「異装許可書」を携行すること。